

## 【文例 -3-】

### 生活資金給付信託

(信託の設定)

第1条 遺言者は、遺言者所有の末尾記載(省略)不動産を、時価をもって換価処分し、諸費用、公租公課等を弁済した残金について、次のとおり信託を設定する。

(1) 信託の目的

生活資金の給付(有料老人ホームの管理費、医療費等の支払いのためのものを含む。)

(2) 受託者

〇〇信託銀行株式会社(本店営業部扱い)

(3) 受益者

妻〇〇〇〇(生年月日)

(4) 信託元本

頭書の換価残額

(5) 信託期間

受託者が信託を引き受けた日以降10年間

なお、受益者に異議がないときは、信託期間の満了後、信託期間を5年間延長し、

その後も同様とする。

(6) 上記信託元本の運用

本信託目的を特約した合同運用指定金銭信託とする。

(7) 給付

信託を引き受けた日から6か月を経過した日以降、受託者は、受益者の申出により、毎月金〇〇万円を受益者に支払う。その支払方法は、受益者と協議の上、受託者において定める。

(8) その他の事項

信託終了後の受託財産の帰属を含め、受託者の定める金銭信託約款の定めるところによる。

(遺言執行者)

第2条 遺言者は、この遺言書の遺言執行者として、前記〇〇信託銀行株式会社（本店営業部扱い）を指定する。